



二国間クレジット制度（JCM）の概要と最新動向

詳細版

2025年6月4日

環境省地球環境局JCM推進室長

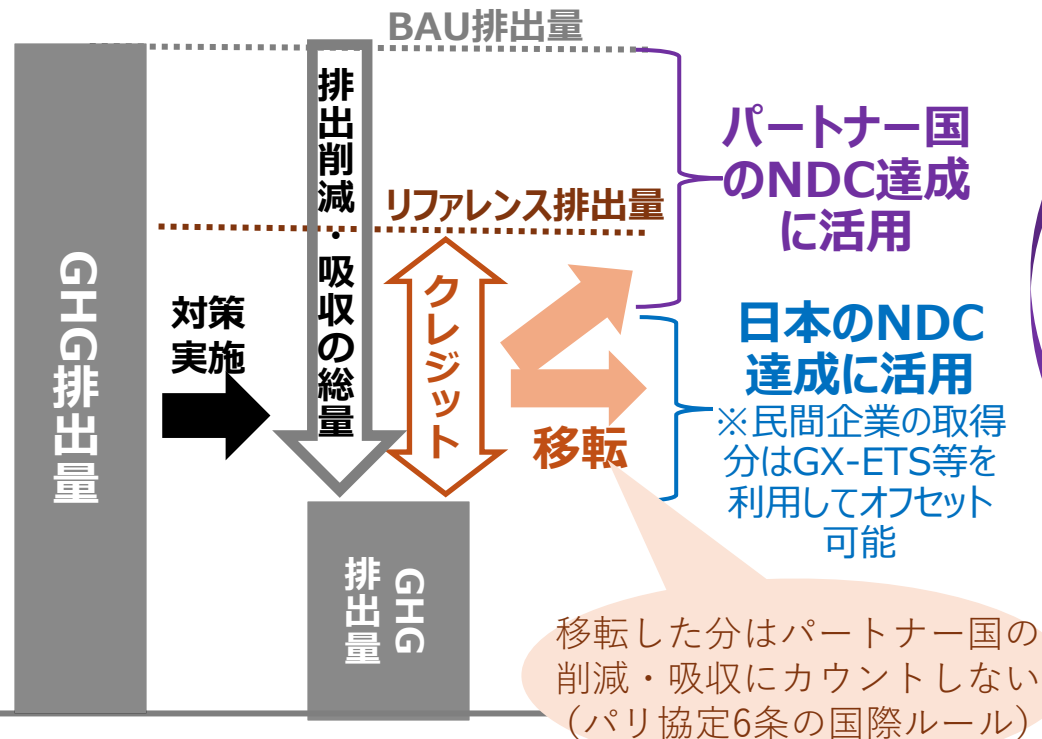
飯野 暁

※当資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、資料の発行主体は、利用者が本資料に掲載された情報を用いて行う一切の行為について、何らの責任を負うものではありません。また、本資料に掲載された情報は、予告なしに変更または削除される場合があります。事業実施における二国間クレジット制度（JCM）の適用、関係省庁による支援施策の活用、JCMクレジットの購入、JCM登録簿の口座開設や利用等のあらゆる手続き等については、それぞれの正式かつ最新のルール・ガイドラインや要領等を参照して行うようにしてください。

二国間クレジット制度（JCM）の概要

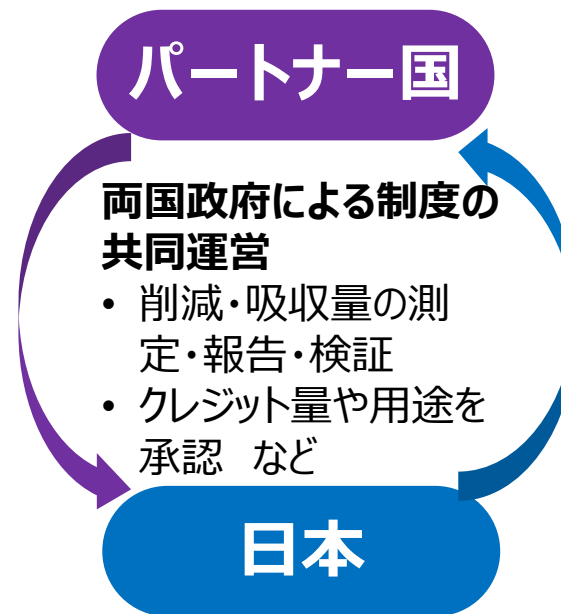
- JCMは、日本とパートナー国の中で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG※¹削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。
- 日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定6条に沿って行う（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減・吸収量に計上しない）。
- クレジットを原資として、脱炭素型のサービスを利用する際のパートナー国側のコスト負担を抑制しつつ、日本からの脱炭素投資を呼び込むことで、日本とパートナー国双方の削減・吸収量の増大に貢献するとともに、経済の活性化や持続可能な発展、さらに、質の高い炭素市場の構築にも貢献する。

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



※ 1 GHG : Greenhouse Gas

日本からの脱炭素投資



再エネ



省エネ



廃棄物



森林



農業※²



CCS※²

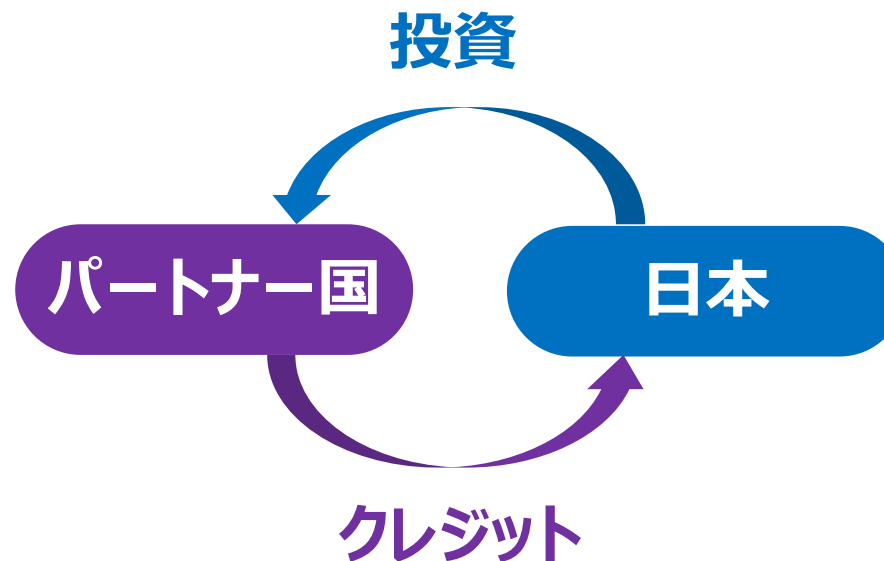
※ 2 個別PJは計画段階

二国間クレジット制度（JCM）活用のメリット例

- JCMは、クレジットをインセンティブとして脱炭素投資を呼び込む制度であり、多くの裨益がある。
 - パートナー国と日本の双方のNDC（GHG削減・吸収目標）達成への貢献やオフセット手法の確保
 - パートナー国における様々な脱炭素技術や製品の利用の初期負担の軽減
 - パートナー国と日本の双方の企業のビジネス・投資チャンスの拡大と経済の活性化
 - プロジェクトによるパートナー国の持続可能な発展（社会・経済・環境上の課題解決）への貢献

パートナー国への裨益

- 優れた技術や製品の利用の初期負担軽減
- NDC（GHG削減・吸収目標）への貢献
- クレジットの国内流通
- 新たなビジネスチャンスの開拓
- 大気汚染やインフラ整備等の社会・経済・環境上の課題解決



日本への裨益

- 海外における新たなビジネス・投資チャンス
- クレジットのNDC（GHG削減・吸収目標）への活用
- 排出量のオフセットに活用（売却することでの収益化も可能）

質の高い炭素市場の構築にも資する。

JCMパートナー国30か国一覧

2025年5月時点 ※番号は署名順

東ヨーロッパ

- 21. モルドバ
- 29. ウクライナ

東アジア、コーカサス、中央アジア

- 1. モンゴル: 11事業
- 20. アゼルバイジャン
- 22. ジョージア
- 24. ウズベキスタン
- 27. キルギス
- 28. カザフスタン

アフリカ

- 3. エチオピア
- 4. ケニア: 5事業
- 18. セネガル
- 19. チュニジア: 2事業
- 30. タンザニア

中東

- 13. サウジアラビア: 3事業
- 26. アラブ首長国連邦

ラテン・アメリカ

- 9. コスタリカ: 2事業
- 12. メキシコ: 5事業
- 14. チリ: 16事業

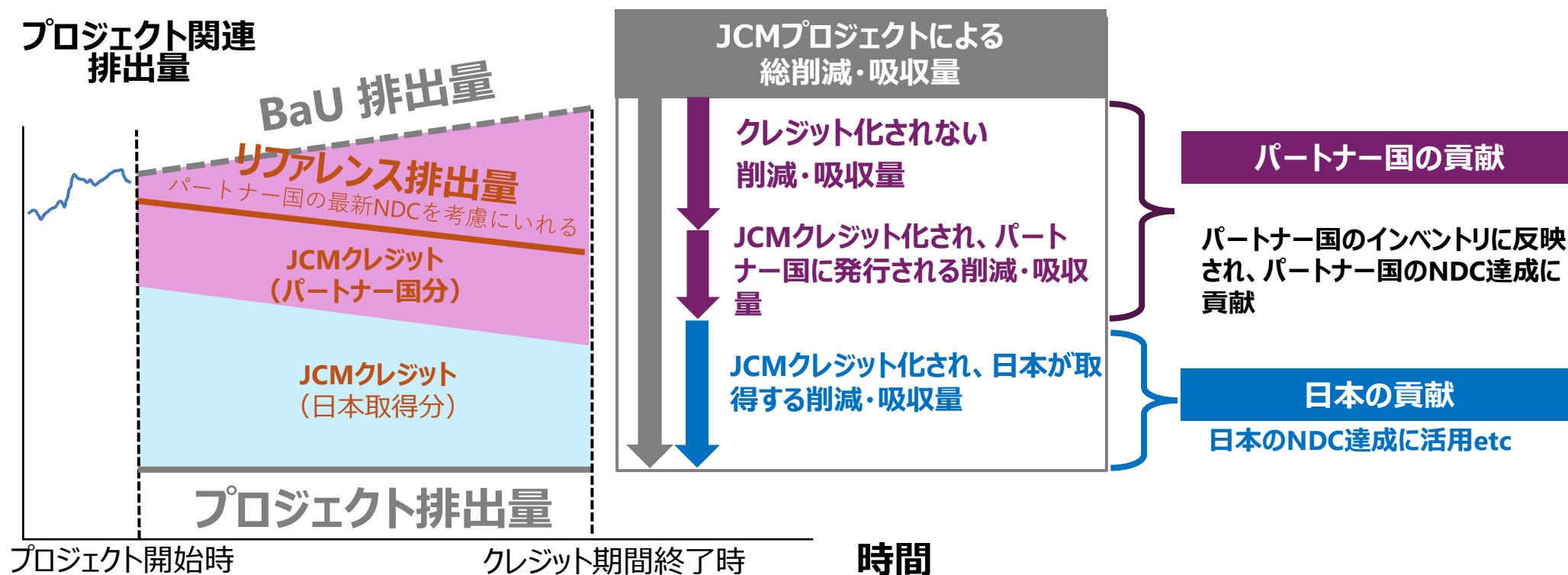
東南アジア、南アジア、大洋州

- 2. バングラデシュ: 5事業
- 5. モルディブ: 4事業
- 6. ベトナム: 50事業
- 7. ラオス: 6事業
- 8. インドネシア: 54事業
- 10. パラオ: 7事業
- 11. カンボジア: 7事業
- 15. ミャンマー: 8事業
- 16. タイ: 51事業
- 17. フィリピン: 21事業
- 23. スリランカ: 3事業
- 25. パプアニューギニア



JCMにおける削減・吸収量の考え方とクレジットについて

1. 全体の削減・吸収量のうち、保守的に設定したリファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分がJCMクレジットになる。リファレンス排出量はパートナー国の最新のNDCを考慮に入れて設定される。
2. JCMプロジェクトによる全体の削減・吸収量はBaU（Business as Usual）排出量とプロジェクト排出量の差分であり、JCMクレジットとして発行されない分と発行される分からなる。いずれもパートナー国と日本のNDC達成に貢献するものである。
3. 各国政府とプロジェクト参加者への削減・吸収量の配分は、両国で構成される合同委員会において各主体の貢献を考慮に入れつつ、協議し決定される。貢献としては、資金貢献に加え、技術供与や運営面での貢献も加味される。



JCMとパリ協定第6条の関係

- 日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定6条に沿って行う。（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減吸収に計上しない）。

① リファレンス排出量の設定により、JCMクレジットの量を保守的に算定

- ・ 環境十全性を十分に考慮した活動実施を目指すJCMでは、対策がなされなかった成り行きの排出シナリオ（BaU排出量）を十分に下回る排出レベル（リファレンス排出量と呼ぶ）と比較する方法で、クレジット量を保守的に算定。

② プロジェクトによる持続可能な開発目標への貢献を評価

- ・ JCMプロジェクトの実施を通じ、持続可能な開発に貢献しているかどうかを評価するためにガイドラインを導入。
- ・ プロジェクト参加者に対し、プロジェクトの計画段階及び実施段階で、指定の様式にその影響について記入することを求める。

③ クレジット量及びその移転・使用目的を、両国政府が承認

- ・ パリ協定第6条第3項の規定に基づき、クレジットの日本への移転量（日本への移転により、ITMOs※¹になる）や使用目的、対象期間等を、両国政府が承認する。

※ 1 : International Transferred Mitigation Outcomes, パリ協定 6 条で規定されている「国際的に移転される緩和成果」のこと。

※ 2 : 手続の詳細は、パートナー国と検討調整中。

④ 第6条に基づく各種報告を着実に実施（初期報告、年次情報、定期情報等）

- ・ JCMに関する情報（ルール・ガイドライン・登録簿等の整備状況、環境十全性への対応）やJCMクレジットのNDCへの活用に関する定量情報について、初期報告・年次情報・定期情報を通じて国連に報告し、レビューを受け、公開される。

⑤ 日本に移転したJCMクレジット量はパートナー国の削減吸収に計上しない（相当調整）

（2021年以降に効果が発生したJCMクレジットが対象）

- ・ 我が国のGHG総排出量の値から、NDC期間（2021年1月1日～2030年12月31日まで）に実現した排出削減・吸収に対して発行され、両国政府からの承認を受けて日本に移転され、かつ日本国JCM登録簿の無効化口座に移転されたJCMクレジットの総量を、10で割って年平均にした値を差し引く。二重計上を防ぐため、同じ量を、パートナー国のGHG総排出量の値に上乗せする。

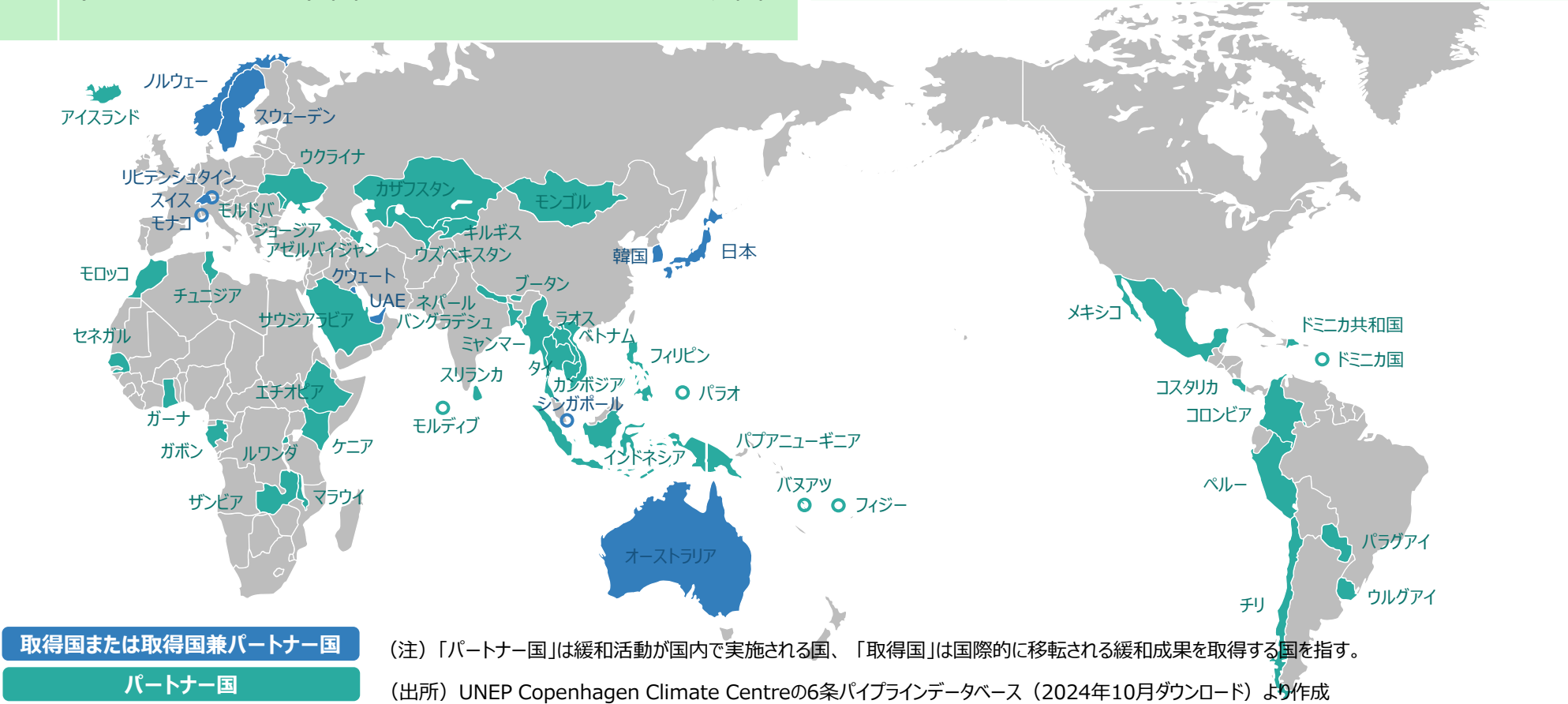
【参考】パリ協定第6条の条文

- 1 締約国は、一部の締約国が、**国が決定する貢献の実施**に際し、緩和及び適応に関する行動を**一層野心的**なものにすることを可能にし、並びに持続可能な開発及び環境の保全を促進するため、**任意の協力**を行うことを選択することを認識する。
1. Parties recognize that some Parties choose to pursue **voluntary cooperation in the implementation of their nationally determined contributions to allow for higher ambition** in their mitigation and adaptation actions and to promote sustainable development and environmental integrity.
- 2 締約国は、**国際的に移転される緩和の成果を国が決定する貢献のために利用することを伴う協力的な取組**に任意に従事する際には、持続可能な開発を促進し、並びに環境の保全及び透明性（管理におけるものを含む。）を確保するものとし、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が採択する指針に適合する**確固とした計算方法（特に二重の計上の回避を確保するためのもの）**を適用する。
2. Parties shall, where engaging on a voluntary basis in **cooperative approaches that involve the use of internationally transferred mitigation outcomes towards nationally determined contributions**, promote sustainable development and ensure environmental integrity and transparency, including in governance, and shall apply **robust accounting to ensure, inter alia, the avoidance of double counting**, consistent with guidance adopted by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement.
- 3 この協定に基づく国が決定する貢献を達成するための**国際的に移転される緩和の成果の利用**は、任意で行い、**参加する締約国が承認**する。
3. The **use of internationally transferred mitigation outcomes to achieve nationally determined contributions** under this Agreement shall be voluntary and **authorized by participating Parties**.

【参考】世界におけるパリ協定6条に関する二国間制度の概況

取得国	パートナー国
日本	モンゴル、ケニア、ベトナム、インドネシア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、タイ等、29か国
シンガポール	インドネシア、コロンビア、タイ、ケニア、チリ、ベトナム、セネガル等、22か国
スイス	ペルー、セネガル、タイ、ウクライナ、ケニア等、17か国
韓国	ベトナム、モンゴル、ガーナ、ウズベキスタン、インドネシア等、9か国
スウェーデン	ネパール、ドミニカ共和国、ガーナ、ザンビア、ルワンダの5か国

取得国	パートナー国
ノルウェー	インドネシア、セネガル、モロッコの3か国
オーストラリア	フィジー、パプアニューギニアの2か国
リヒテンシュタイン	ガーナ1か国
クウェート	ルワンダ1か国
UAE	パラグアイ1か国
モナコ	チュニジア1か国



JCMクレジットを民間企業が獲得した場合の用途

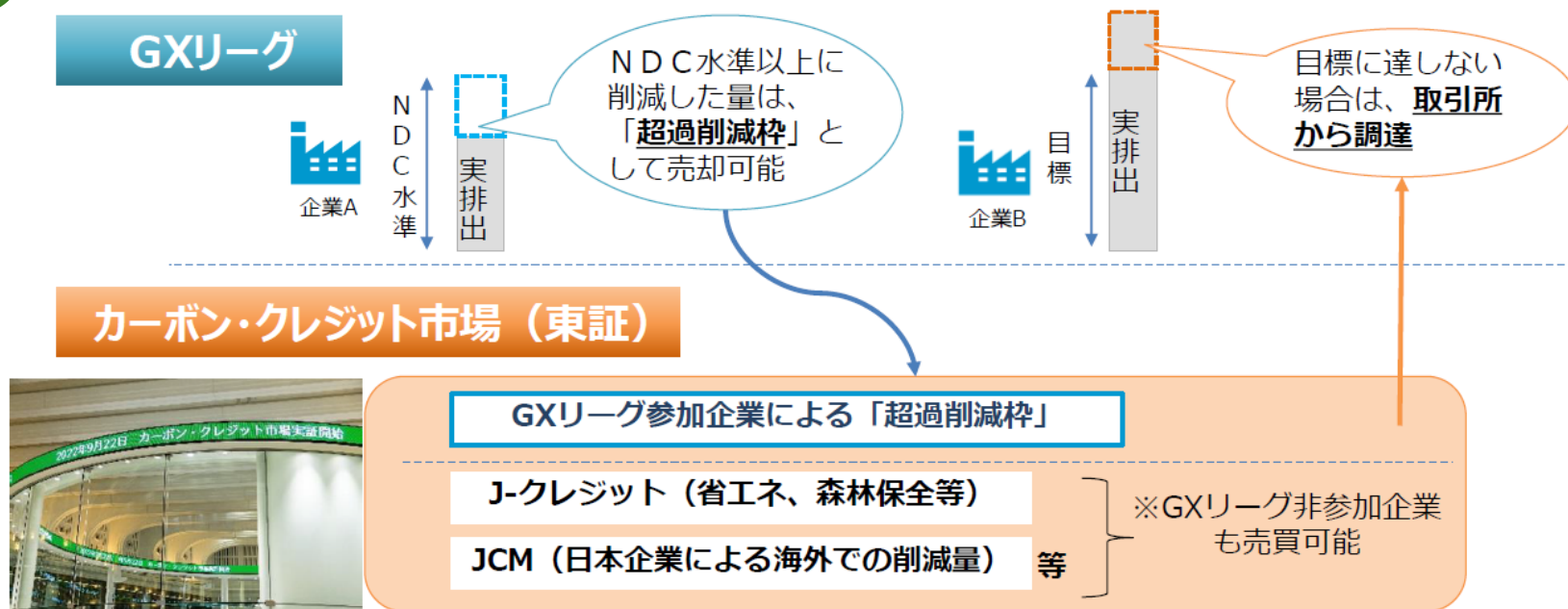
- 企業が獲得したJCMクレジットは、主に自社のオフセット目的として活用可能。
 - 温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）
 - GXリーグにおける自主目標達成への活用

温対法算定 公表制度

SHK制度においては、排出量が年3000トンを超える事業者に対して排出量の算定報告を義務付けており、JCMクレジットの無効化した量を控除（オフセット）する等によって調整することを認めている。

排出量取引 GX-ETS

第1フェーズ：GXリーグの下で、企業が自主的に設定する排出削減目標に向けた排出量取引（GX-ETS）を2023年度より実施。



JCMを活用して実施中の既存プロジェクトの例

省エネルギー



ボイラー・冷凍機・太陽光発電
(タイ) 関西電力



熱媒ヒーター (インドネシア)
フマキラー



チラー・調光型 LED (ベトナム)
東急



貫流ボイラー (インドネシア)
DIC



チラー・空調機・太陽光発電
(インドネシア) 裕幸計装



調光調色型 LED 照明
(ベトナム) 遠藤照明



ガスコジェネレーション・冷凍機
(タイ) 関西電力

再生可能エネルギー



もみ殻発電 (チリ) アジアゲートウェイ



小水力発電 (インドネシア)
NiX JAPAN

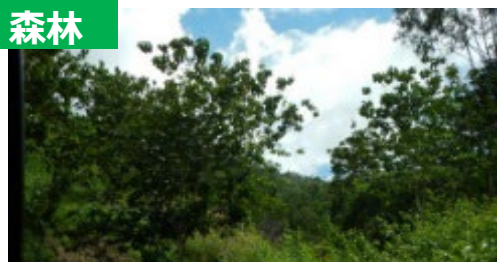


バイナリー地熱発電 (フィリピン)
三菱重工業



太陽光発電 (タイ) 自然電力

森林



REDD+ (ラオス、カンボジア)

廃棄物



メタンガス回収発電 (メキシコ)
NTT データ経営研究所



廃棄物発電 (ベトナム) JFE
エンジニアリング

交通



公共バスCNG 混燃設備
(インドネシア) 北酸

- 日本は、JCMの活用により、**2030年度までに1億トン、2040年度までに2億トン**の累積の排出削減・吸収量の実現を目指す。

【参考】改定地球温暖化対策計画 2025年2月18日閣議決定

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標 第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

3. 二国間クレジット制度（JCM）

グローバルサウス諸国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。

このような取組を通じ、**官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標**とする。

Japan's Nationally Determined Contribution (NDC) 18th February 2025

(g) The intention to use voluntary cooperation under Article 6 of the Paris Agreement

Japan will establish and implement the Joint Crediting Mechanism (JCM) in order to quantitatively evaluate the contributions of Japan to greenhouse gas emission reductions and removals which are achieved through the diffusion of, among others, decarbonizing technologies, products, systems, services, and infrastructures as well as through the implementation of measures in global south countries and others, and to use such contributions to achieve Japan's NDC. With these efforts, through public-private collaborations, Japan aims to secure accumulated emission reductions and removals at the level of approximately 100 million t-CO₂ by FY 2030 and approximately 200 million t-CO₂ by FY 2040. Japan will appropriately count the acquired credits to achieve its NDC.

- パリ協定に沿った世界全体の緩和を促進し、また、その成果を我が国の野心的なNDC実現にも活用できるよう、これまでの実績と成果も踏まえて、JCMを活用した取組の拡大・加速を図る。

①プロジェクト開発ソーシングの領域・規模・ルート等の拡大

- ・ 幅広い分野・領域への拡大、削減ポテンシャルの大きい案件の発掘・形成（現在主流の省エネ・再エネ・廃棄物分野に加え、農業・泥炭地管理などの非エネ排出削減、CCS、さらに削減のみならずGHG除去など）
- ・ 政府資金支援とあわせた、民間資金を中心とするプロジェクトの拡大・加速
- ・ 削減ポテンシャル等も加味した戦略的なパートナー国の新規開拓

②担い手となる政府関係者・事業者等の能力向上

- ・ A6IP（パリ協定6条実施パートナーシップ）等を通じたパートナー国の案件形成や能力向上の支援
- ・ 我が国民間企業による6条の趣旨（Environmental Integrityなど）への認識の醸成
- ・ AZECやG7等の国際枠組を通じたカーボンマーケットに関する知見や経験の共有

③事業運営の効率性の向上や必要な体制・インフラの整備

- ・ 改正地球温暖化対策法に基づく指定実施機関（JCMA）による効率的なプロジェクト管理及びクレジット制度運営
- ・ より強靱で利便性の高いRegistry System（登録簿システム）の整備

※あわせて、JCMの実施期間を2030年度までとしているパートナー国を含めて、2030年度以降にどのように国際緩和協力アプローチを継続強化していくべきか、検討を行う。

【参考】改定地球温暖化対策計画 2025年2月18日閣議決定

第3章 目標達成のための対策・施策

第8節 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進

2. 我が国の貢献による海外における削減

(1) 世界の温室効果ガスの削減に向けた貢献

(二国間クレジット制度（JCM）の推進）

相手国のニーズを深く理解した上で、優れた脱炭素技術等の普及等を通じて排出削減・吸収を実施することは、相手国のみならず我が国も含めた双方の脱炭素社会への移行、経済と環境の好循環に貢献することができる。このため、脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。

このようなJCMを活用した緩和対策促進に向けて、**第一に、プロジェクト開発ソーシングの領域・規模・ルート等の拡大に取り組む。**分野・領域について、制度開始以来多数の案件を稼働させている省エネ・再エネ・廃棄物分野に加え、**農業・泥炭地管理などの非エネ排出削減、CCS、さらに削減のみならず温室効果ガス除去など幅広い分野・領域へと拡大**を図るとともに、特に、削減ポテンシャルの大きい案件の発掘・形成に優先的に取り組む。そのためにも、政府資金によるプロジェクト支援と併せて、**民間資金を中心とするJCMプロジェクトについても、官民の幅広い関係機関等（注）とも連携しつつ、国も技術面やMRVなども積極的に支援し、拡大・加速**させる。パートナー国についても、削減ポテンシャル等も加味しつつ、戦略的に新規開拓を進める。

第二に、担い手となる政府関係者・事業者等の能力向上に取り組む。具体的には、**パリ協定6条実施パートナーシップ（A6IP）等を通じたパートナー国の理解増進や事務能力向上の支援や、我が国民間企業によるパリ協定第6条及びそのガイダンスの趣旨（環境十全性など）への認識の醸成、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）やG7等の国際枠組みを通じたカーボンマーケットに関する知見や経験の共有**に取り組む。

第三に、事業運営の効率性の向上や必要な体制・インフラの整備に取り組む。具体的には、**改正地球温暖化対策推進法に基づき指定実施機関を立ち上げ**、プロジェクト管理及びパートナー国との各種ガイドラインや規則等の改定や合同委員会等によるクレジット化手続に係る運営実施の効率と実効性を高める。これを通じて、JCMの実施体制の強化を図り、世界におけるさらなる温室効果ガスの排出削減・吸収を進める。関連して、クレジット発行量や口座開設者の増大を見据え、セキュリティを十分に確保し強靱で利便性の高い登録簿システムの整備を進める。

なお、パリ協定第6条に沿った協力的アプローチとして、パートナー国の一部は2030年までを期間として実施中であることから、**2031年以降にどのように国際緩和協力アプローチを継続強化していくべきか、検討調整を行い、関係事業者等の予見性を確保できるよう、できるだけ早期に見通しを立てることを目指す。**

【注】新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）、アジア開発銀行（ADB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、世界銀行（WB）、国際連合工業開発機関（UNIDO）、国際農林水産業研究センター（JIRCAS）など

日本政府指定JCM実施機構（JCMA）全体概要

（2025年4月1日時点）



- 改正温暖化対策法に基づき、JCMのプロジェクト登録からクレジット発行までの制度運営やパートナー国との調整等を担う**指定実施機関（JCMA）として、（公財）地球環境センターが指定された。**
- 指定実施機関は、プロジェクト登録からクレジット発行までのJCMの制度運営やパートナー国との調整等に関する法令上の主務大臣の事務を担うとともに、効率的なプロジェクト実施のための取組を行う。
- JCMAが法律に基づき政府同等の権限を持つことにより、多数の国と同時に調整が可能となるとともに、クレジット発行までの事務をワンストップ化することで、JCM制度活用効率化・迅速化を図る。

■ 名称：日本政府指定JCM実施機構

The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency, designated by the Government of Japan

※通称は、「JCM Agency（JCMA）」

■ 運営：（公財）地球環境センター（東京都文京区本郷三丁目19-4 本郷大関ビル）

■ 役員： 統括責任者 木村祐二、 事務局長 水野勇史

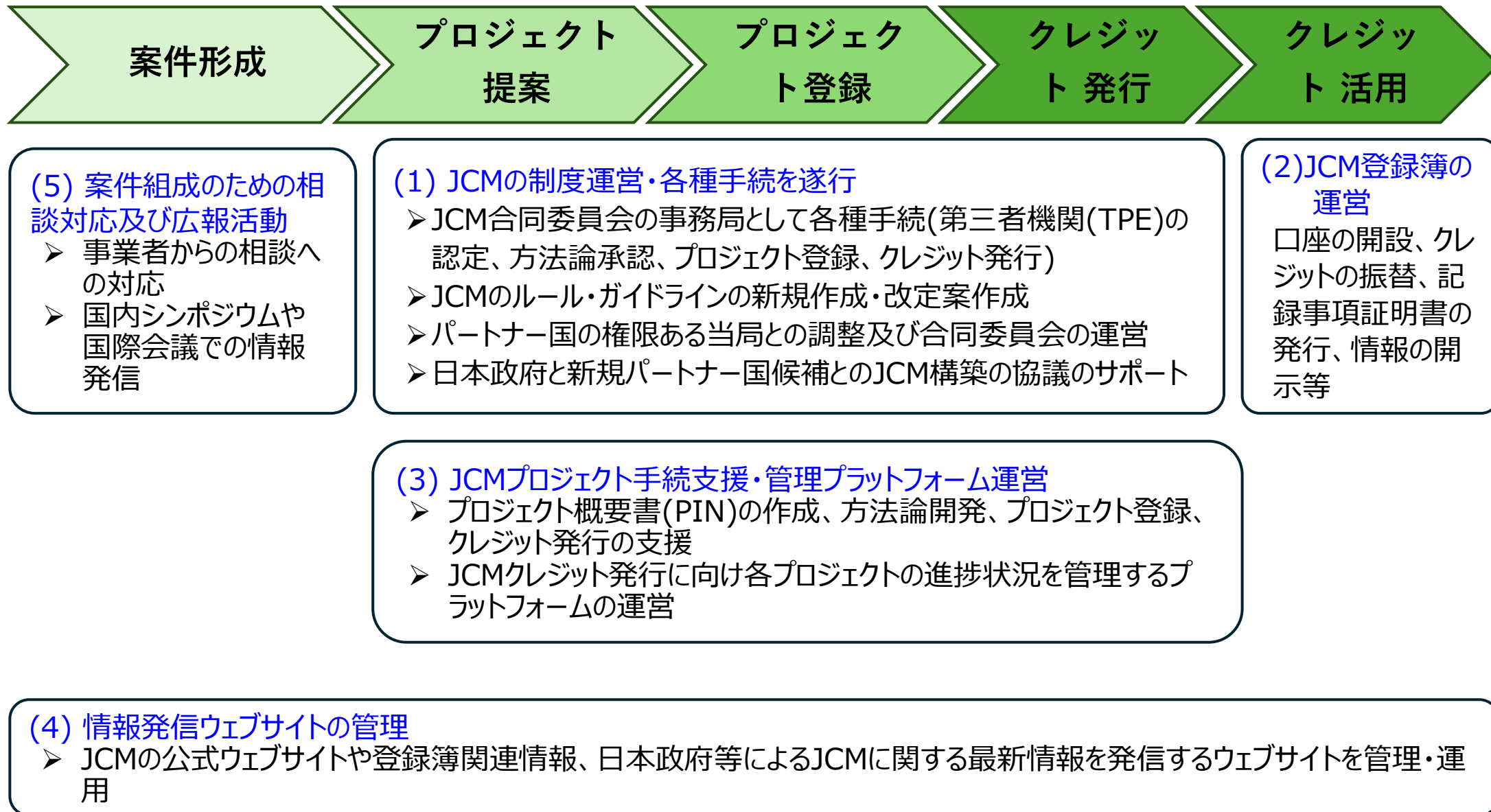
■ 体制： 制度運営グループ、プロジェクト推進グループ、理解参画促進チーム、総務グループ 計47名

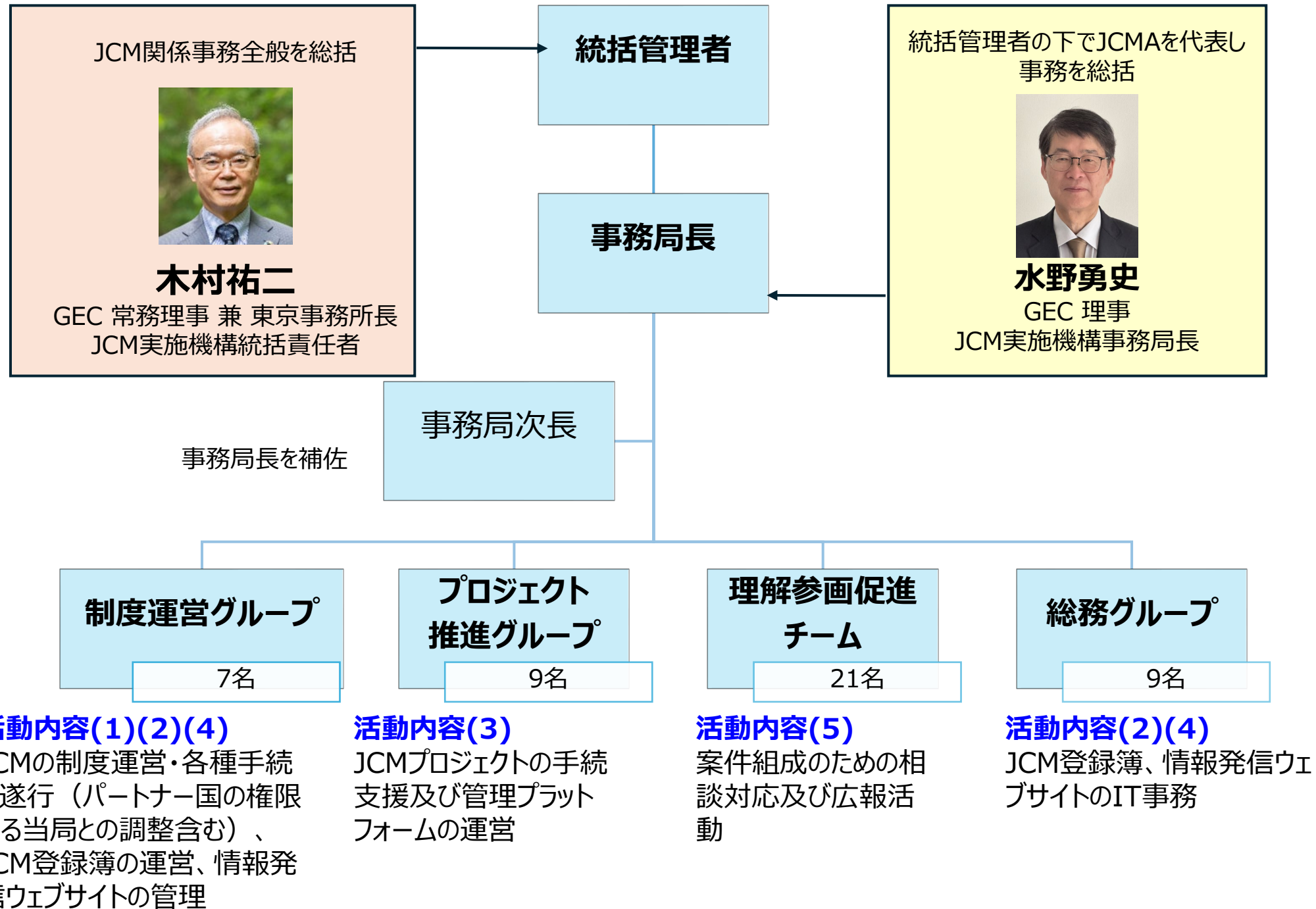
■ 主務大臣：環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣

■ 主な活動内容

- (1) JCMの制度運営（パートナー国との調整含む）
- (2) 国際協力排出削減量口座簿（JCM登録簿）の運営
- (3) JCMプロジェクトの手續支援及び管理プラットフォームの運営
- (4) 情報発信ウェブサイトの管理
- (5) 案件組成のための相談対応及び広報活動

- JCMAは、JCMの各プロセスに沿って、以下のような活動を行う。またJCM全般の促進や支援も行う。





日本政府による財政面・技術面等の支援措置 (2025年度政府予算案)

【環境省】

1. 二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業
2. アジア開発銀行（ADB）への拠出金：JCM日本基金（JFJCM）
※国際メタン等排出削減等拠出金も含む
3. 国連工業開発機関（UNIDO）への拠出金
※国際メタン等排出削減等拠出金も含む
4. 二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型JCM創出事業
5. 案件開発／キャパビル／測定・報告・検証（MRV）の支援

【経済産業省】

6. 二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業のJCM実現可能性調査（FS）
7. 二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業
8. 方法論開発事業（有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査）
9. 定量化支援事業（JCMクレジット化支援・MRV適用調査）
10. グローバルサウス未来志向型共創等事業

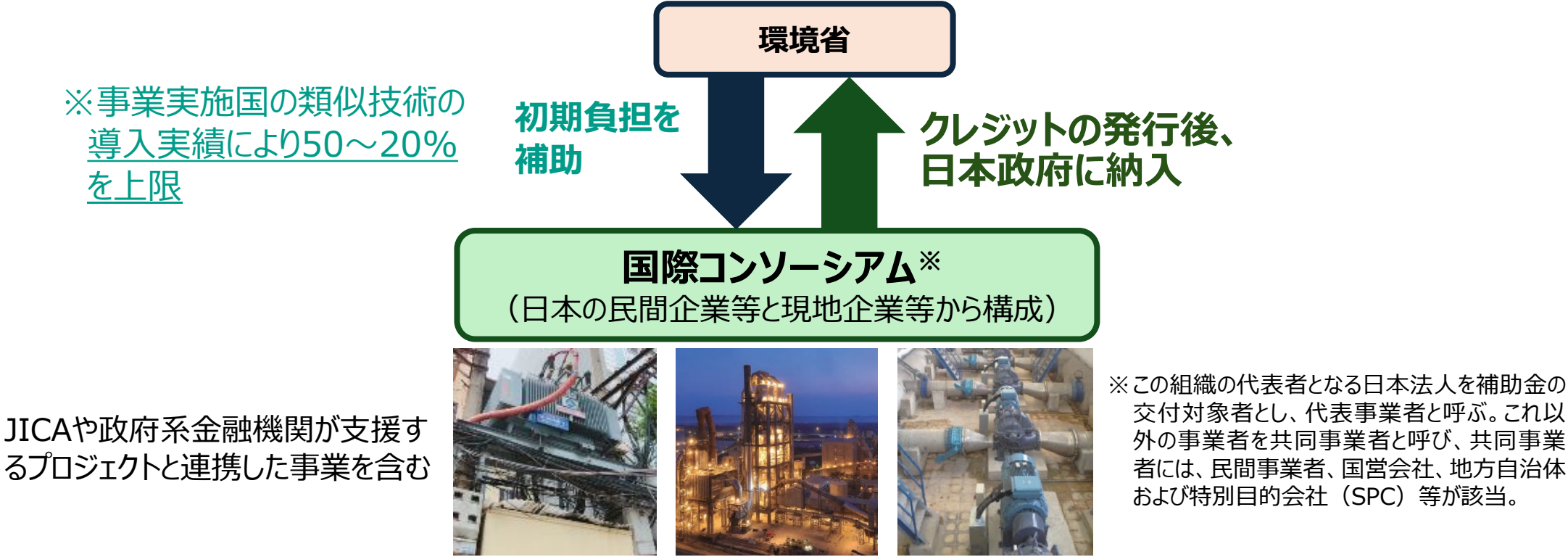
【農林水産省】

11. 農業分野におけるMRV構築のためのアジア開発銀行（ADB）への拠出金

二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業



令和7年度予算：令和7年度から開始する事業に対して、3か年で**114億円**を想定



補助対象

エネルギー起源CO2排出削減のための設備・機器の導入（工事費、設備費、事務費等含む）

事業実施期間

最大3年間（補助交付決定を受けた後に設備の設置工事に着手し、3年以内に完工すること。）

補助対象要件、審査項目、責務等

- 費用対効果及び投資回収年数を審査項目として確認。
- 一部の技術・国を除き原則として費用対効果**4千円/tCO₂**
- 投資回収年数については、**3年以上**を目安。
- 代表事業者は、導入する設備の購入・設置・試運転までを行い、**GHG排出削減量のMRV（測定・報告・検証）を実施。**

- ◆ これまで18か国で272件の技術の採択実績がある。
 - ※1プロジェクトで複数技術を導入することがあるため、プロジェクト数よりも多くなる。
- ◆ 内訳としては、再生可能エネルギー58%、次いで省エネルギー33%で大部分を占めている。

2025年2月現在

廃棄物(4件) 2%

- ・廃棄物発電
- ・メタン回収発電

交通(3件) 1%

- ・デジタルタコグラフ
- ・リーファーコンテナ
- ・CNGディーゼル混燃バス

REDD+(2件) 1%

- ・焼畑抑制

フロン(4件) 2%

- ・フロン回収・破壊

再エネ(157件) 58%

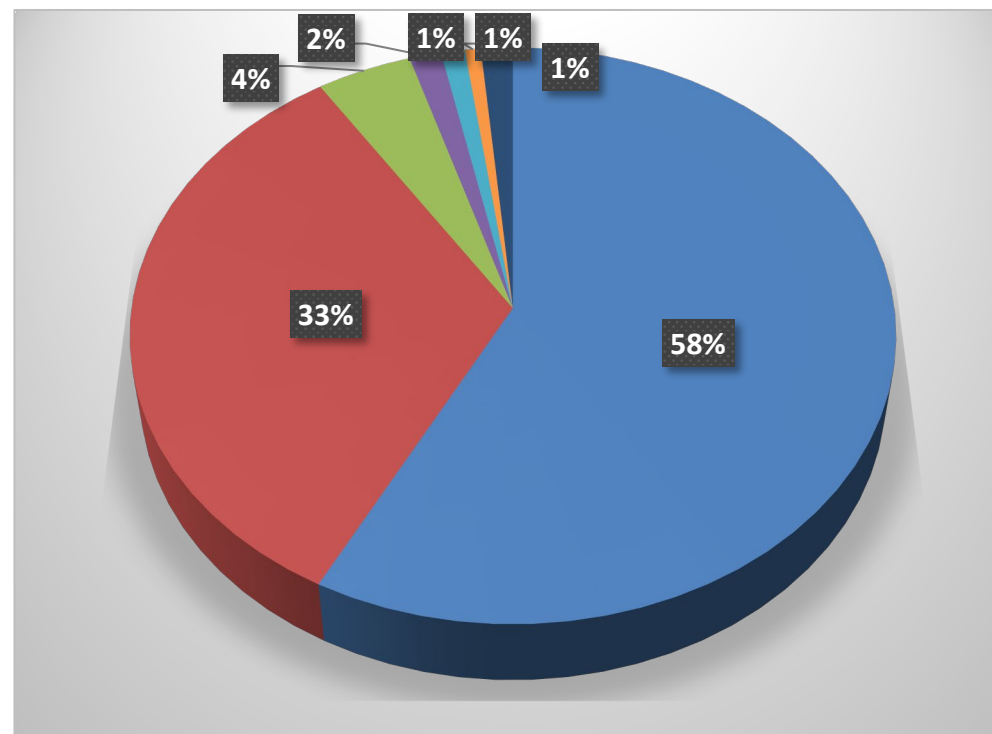
- ・太陽光発電
- ・小水力発電
- ・風力発電
- ・バイオマス発電
- ・地熱発電 等

エネルギーの有効利用(12件) 4%

- ・廃熱利用発電
- ・ガスコジェネ 等

省エネ(90件) 33%

- ・ボイラ
- ・空調、エアコン
- ・冷凍機、チラー
- ・変圧器
- ・LED 等



【参考】環境省 JCM設備補助事業・業種別参画企業

2013～2024年度 採択事業者



Ministry of the Environment

卸売業	伊藤忠商事、稲畑産業、兼松、双日、豊田通商、豊通マシナリー、日本紙パルプ商事、ファームドウ（ファームランド）、丸紅、ユアサ商事
小売業	イオンモール、イオンリテール、ファーストリテイリング、ファミリーマート、ローソン
食料品	エースコック、麒麟ホールディングス、サッポロビール、サントリースピリッツ、CPF Japan、富士食品工業
化学・ゴム製品	大塚製薬工場、協和発酵バイオ、昭和電工マテリアルズ、住友ゴム工業、DIC、バンドー化学、フマキラー、三菱ケミカル
繊維・ガラス・土石	AGC、TOTO、東レ、日清紡テキスタイル
非鉄金属	YKK、大紀アルミニウム工業所
電機・電子、精密機器	遠藤照明、シャープエネルギーソリューション、ソニーセミコンダクタ、第一実業、ティー・エス・ビー、日立ジョンソンコントロールズ空調、富士・フォイトハイドロ、HOYA、ミネベアミツミ、矢崎部品、リコー
機械、産業機械	荏原冷熱システム、兼松KGK、前川製作所、三菱重工業
輸送用機器	デンソー、トヨタ自動車
陸運、倉庫・運輸	東急、日本通運、両備ホールディングス
建設業	JFEエンジニアリング、柴田商事、住友林業、高砂熱学工業、トーヨーエネルギーファーム、日揮グローバル、日鉄エンジニアリング、日本クラント、ネクストエナジー・アンド・リソース、フジタ、裕幸計装
電気・ガス・熱供給・水道業	AURA-Green Energy、イーレックス、出光興産、大阪ガス、関西電力、キューデン・インターナショナル、サイサン、静岡ガス、自然電力、WWS-JAPAN、北酸、メタウォーター、ユーラスエナジーホールディングス、横浜ウォーター、リベラルソリューション、シードおきなわ、TOKAI
金融業	東京センチュリー、東銀リース、みずほ東芝リース、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス、三井住友ファイナンス&リース
サービス業、その他	アジアゲートウェイ、アラムポート、AAIC Japan、SDGインパクトジャパン、NTTデータ経営研究所、NTTファシリティーズ、関西環境管理技術センター、グローバルエンジニアリング、新日本コンサルタント、数理計画、日本デピア、パシフィック・コンサルタンツ、ファインテック、早稲田環境研究所

環境省による案件開発／キャパビル／MRVの支援



情報発信・能力構築・制度運営

- ウェブサイト、セミナー等
- パリ協定6条/ETFに関する情報発信、各国のキャパシティビルディング
- JCM事務局運営（JC開催、PIN・提案方法論・PDD確認等）



プロジェクト形成／マッチング支援

- JCM Global Match
- 案件相談
- 都市間連携事業
- JCM実現可能性調査



プロジェクト支援

- JCM設備補助事業
- ADBへの拠出（JCM日本基金（JFJCM））
- UNIDOへの拠出
- 実証事業等



MRV支援、登録簿整備

- MRV支援（方法論構築、PDD作成、TPEによる妥当性確認、検証等）
- 登録簿構築、運用

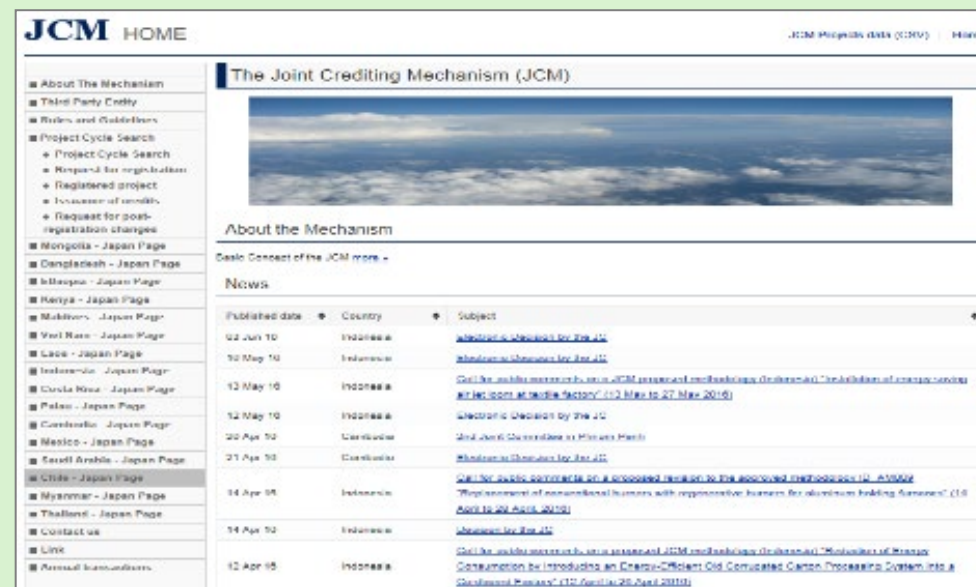
JCM HOME

- **JCMウェブサイト**において、各国の合同委員会メンバーやルール&ガイドライン類等の公式情報を掲載

<https://www.jcm.go.jp/>

- パートナー国との合同委員会の開催や、決議事項などを都度情報公開

▼Image of the general information page



炭素市場エクスプレス

CARBON MARKETS EXPRESS

- **炭素市場エクスプレス**においてJCMの各種最新情報並びに日本政府によるJCM資金支援事業等の関連プログラムに関する情報を掲載

<http://carbon-markets.env.go.jp/index.html>

- メルマガや関連最新情報を定期的に配信。下記のURLから登録：

(日) <http://carbon-markets.env.go.jp/newsletter/index.html>

(英) http://carbon-markets.env.go.jp/eng/en_newsletter/index.html



事業相談を通年で受け付けています（一部審査期間中を除く）

具体的なポイントを分かり易くアドバイス致します。

送付先：jcm-info@gec.jp（設備補助事業の相談）
info@jcm.go.jp（設備補助を使わない事業の相談）

➤事業相談でのご助言内容（JCM事業に共通）

- ✓ 各国NDCにおける対象技術の確認
- ✓ PINの書き方のポイント
- ✓ GHG排出削減量の計算方法

➤事業相談によるご助言内容（設備補助事業に特化した内容）

- ✓ 国際コンソーシアム、実施体制の確認
- ✓ 法定耐用年数、補助率、費用対効果
- ✓ 資金調達見込み、許認可取得状況
- ✓ 補助金の必要性・採算性の説明
- ✓ 応募時期、事業スケジュールの妥当性

「応募相談シート」に貴社事業の内容・
取組み状況を記載し、送付ください。

受付方法：<https://jcm-mrv.my.site.com/jp/s/BusinessRegistrationForm> にアクセス頂き、ご登録ください。

JCMの案件形成を支援する無料のビジネスマッチングサイトです。

※政府のJCM資金支援事業を活用する案件に限定するものではありません。

60か国以上の国から、**1,000**名を超えるユーザー登録があり、約**6**割が海外拠点の方です。

脱炭素ビジネスに携わる世界中のビジネスパーソンとの交流が可能です。



The screenshot shows the JCM Global Match website interface. At the top, there is a navigation bar with a search bar and a login button. Below the navigation bar, a large banner features the text "JCM Global Match" and "A FREE matching platform for decarbonizing businesses!". Underneath the banner, a paragraph describes the platform's purpose: "JCM設備補助事業等の資金支援事業のみならず、JCM全般の案件形成支援を目的とした、無料のビジネスマッチングプラットフォームへようこそ。ぜひ登録頂き、海外・国内における脱炭素ビジネスの情報収集やパートナー探しにご利用ください。" (Welcome to the free business matching platform for decarbonizing businesses, not only for JCM equipment subsidy projects but for all JCM cases. Please register and use it for information collection and partner search for decarbonization businesses in overseas and domestic areas.)

Below the banner, there is a section titled "役割・国からパートナーを見つける" (Find partners by role/country). This section contains four sub-images:

- Japanese Enterprises**: An image of a Japanese city skyline with the Japanese flag.
- Partner Country Enterprises**: A world map with a red dot indicating a partner country.
- Consultants, Public Sectors**: An image of three business professionals in a meeting.
- Financers**: An image of various international banknotes.

On the left side of the screenshot, there is a sidebar titled "「JCM Global Match」の特徴" (Features of JCM Global Match). It lists three main features:

- 1 発見** (Discovery): A button with a magnifying glass icon and the text "見る YouTube" (Watch YouTube).
- 2 宣伝** (Promotion): A button with a play button icon and the text "あなたの商品・サービスを効率的にアピールできます" (You can efficiently promote your products/services).
- 3 協議** (Discussion): A button with a speech bubble icon and the text "事業計画や融資関係の話題について協議できます" (You can discuss topics related to business plans and financing).